

野田市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により野田市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、令和 5 年 5 月 8 日までに、市にこれを提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和 5 年 5 月 8 日の翌日から起算して 1 5 日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和 5 年 4 月 6 日

野田市長 鈴木 有

1. 縦覧に供する書類の名称

野田市農業振興地域整備計画変更案及び変更等理由書

2. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 5 年 4 月 6 日

至 令和 5 年 5 月 8 日

3. 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所及び意見の提出先並びに異議の申出先

野田市鶴奉 7 - 1

野田市役所 自然経済推進部 農政課

4. その他

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見の提出及び異議の申出は書面によることとする。

農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見については、趣旨をとりまとめ、処理結果を公告するものとする。